

伊奈家頌徳碑文集（原文と訳文）



川口市赤山陣屋跡



伊奈町丸山伊奈陣屋絵図



水戸備前堀忠次像



川口市キュボラ忠治像



須走伊奈神社の忠順像

付録 関東郡代伊奈氏の 200 年

伊奈家系図・丸山陣屋絵図

新井宿駅と地域まちづくり協議会 (AGC)

目次

はじめに	3 ページ
川口市赤山伊奈家菩提寺源長寺の伊奈家頌徳碑（原文）	4 ページ
川口市赤山伊奈家菩提寺源長寺の伊奈家頌徳碑（訳文）	8 ページ
水戸備前掘の由来	1 8 ページ
取手市毛有薬師堂の伊奈忠治頌徳碑	1 9 ページ
羽生市本川俣葛西親水公園の葛西用水元埣跡乃碑	2 1 ページ
駿東郡小山町須走の伊奈神社の伊奈忠順事績碑	2 2 ページ
駿東郡小山町吉久保の水神社の伊奈忠順頌徳碑	2 4 ページ
あきる野市五日市子生神社の野良坊菜の碑	2 8 ページ

付録

関東郡代伊奈氏の200年年表	2 9 ページ
伊奈家系図	3 3 ページ
伊奈町丸山伊奈陣屋絵図	3 4 ページ

はじめに

伊奈家は関東郡代として200年に渡り関東の天領を治めてきた代官です。治水灌漑に努め、殖産興業を奨励し、災害時には復旧にあたり、その事績は無数にかつ広範にあります。関東の民の敬慕の対象であった伊奈家を称えた言い伝えは多数残っていて、中でも碑を建立し、功績を刻んだものが今なお残っています。

それぞれの当地で事績の内容や建立の時期は様々ですが、長い年月を経てもやむことのない報恩の念が伝わってきます。しかし、石碑には現代語ではなく漢文で刻まれた碑文があり、必ずしも広く後世に伝えるとの目的が果たされていないように思えます。

このたび、伊奈家碑文として最重要の川口市赤山の伊奈家菩提寺の「朝散大夫備前権守伊奈氏碑名」をはじめとしていくつかの翻訳に挑戦してみました。はなはだ拙劣ではありますが、おおよその内容を伝えるために小冊子にしてみました。是をご覧ある方で誤訳を指摘していただける方がおりましたら、これこそ教えを乞うものであります。

ともあれ、この小冊子が碑文の目的である“広く後世に伝える”との目的の一助になるとすれば地元民として嬉しい限りです。郷土の偉人の偉業を身近に感じていただければ幸いです。

関東郡代伊奈氏の200年研究班

川口市赤山伊奈家菩提寺源長寺の伊奈家頌徳碑



川口市赤山源長寺



伊奈家頌徳碑

「朝散太夫備前權守伊奈氏碑銘」（原文）

弘文学士院 林之道甫撰

夫辟草莱任土地、耕稼之便、而民饗其利。故李冰聞於蜀、史起顯於魏、
鄭國增秦之富、白公饒漢之渠、共垂一時之功於竹帛者也。伊奈忠次者、
李史之亞、而鄭白之流乎。其家譜謂、清和源氏滿快之末裔也。滿快曾
孫為公、住信州伊奈、以邑為也氏、世々歷々、至忠基移參州、居小島
城、奉仕広忠君。忠基生忠家、是忠次父也。忠次初名熊藏、少有大志、
奉拜東照大神君。經歷參遠駿之間、勤省劍開墾之事、謁富國撫民之力。
天正十八年、豊臣關白、東征相州北条氏、神君使忠次監參遠駿三州水
陸事。殊諭曰、富士川奔流急迅、宜方舟繫連為假梁、令士馬無沈溺之
患。忠次巡視經營竭力其功暫漸成、既而關白至參州吉田駅、其從如雲。

時霖雨大風、關白進馬自若。諸將皆雖欲其信宿、畏關白不能言。忠次跪馬前啓曰、風烈雨、士卒勞、暫停御轍於茲。關白叱曰、留連經日、則前途大堰富士川、可容易得濟哉、不如凌風雨而速住也。汝以謂何。忠次重啓曰、如小軍則宜任台慮、今四十萬騎之衆、冒雨受風、競濟大川、必有流沒之禍。若不幸有十人之溺、則訛言以為千百人。此令敵得利增勢也。況戰期末刻日、則不如暫憩大駕休士卒。殿下武威赫々、海內畏伏。豈以數日之遲速可拘勝敗哉。關白曰、善哉汝言也。及留滯三日、而雨晴風靜、大軍進發無滯、舟梁亦成。大堰富士川不病涉也。衆皆喜曰、忠次一言、令數十萬士得三日之息也。累月北條氏穢矣。神君始管關左八州、登時關白、以北條倉粟數十萬斛附。神君令忠次留與官吏計算之、而神君與關白、進向奧州。忠次不日而及途中、神君曰、倉原多員粟米億兆想可歷旬畢、汝何速也。忠次啓曰、臣謂粟縱多、不可減之、縱寡亦不可增之、故每倉、使官吏與某相共封印。而鄉邑田畯、記其納稅之數、然則、彼此之不容私者明矣、以是弁事也。若夫每倉點檢每斛商量、則費許多日、何益之有。神君聞而奇之。關白亦怪官吏早至、而問其故。官吏以忠次之言對焉、關白大感激曰、我久識忠次有才量、今般之所為、最知決斷絕倫、未知決斷絕倫、未知我麾下、有如此之人否、彼若仕我、則昇萬石、神君欣然、乃賜參州小島旧墨、及武州小室鴻巢等一万石。而掌八州之貢稅、補市川松戶房川三關之吏。曾在

常州時、不軌之輩、蜂起蜂同、忠次急催部下之衆、合圍悉誅之。慶長五年神君東討上杉景勝、暫駐御馬於房川、忠次奮然進曰、願令徵臣守此、則雖數万之寇競來、不能濟利根川。神君可其言而許之忠次、令長男忠政從御籠而遣之。既而天下統一、賞墨歲之勞、叙從五位下、号備前守、其所掌如前。忠次能聽民間之訟、糾寇盜之奸、勸嫁穡之業、正田疇之界、浚溝洫、厚牆壁、芟莠草、蒔苗種、海畔煮鹽、山麓熾炭、栽桑麻楮漆、察金銀銅鐵硫黃塙硝之氣、知土產藥草之宣、而有無交易、各得其利、巡檢八州、尋水路之源、量高低、較廣狹、灌田野、種五穀、至水溢出之地、則壁岡陵、通其流而注於海、且按地利開墾田、凡其監撫百余萬石。積年之久、貢稅倍從、戶口豐賑、舉世推以為良吏。神君嘉其富國之功、以其新墾十分之一、賜忠次彰其殊恩。所在郡邑、無駢郵舟梁之滯、經過人々皆喜。平生誨黔首、諭禁刑、恤鰥寡、施仁惠、鄉党皆懷之。又兼甲斐国吏、能幹其事、在州時、有賊魁大藏氏。多力聚其党、忠次早悟、自往斬大藏、遂其党。神君詰曰、此小豎也、遣下吏而可也、吾勞汝手勿哉、然實嘆美其勇也。及名其刀称大藏、以伝于家。又奉鈞命、按檢關左、及甲州寺社旧貫、計其宣寄租戶、而後請官印以授焉、至今皆守其式。其詣江府則常登當、預顧問、蒙微音、其所薦举亦得其人。及台德公之治世、忠次勤事如初、眷遇殊深、忠次少壯時、家貧無儲、迄其仕優、不忘昔日之窮乏、故推賤民之苦、施寬惠之

政、不妄殺人、然有違法者、行刑太嚴、是以民雖倚賴、無不畏憚、焉。其家屬亦多熟練民事者、故雖為陪從者、或隨、上使發遣他方、或召于、當中而辱恩祿亦有之、慶長十五年六月十三日、忠次病卒於城下家、時年五十七、号勝林院源長、聞訃者皆惜之、葬於鴻巢勝願寺側。忠政繩武万石、叙從五位下、号築後守。元和元年夏、奉從難波之役、成淀河、積土囊斷長流。一夕夢、忠次帶甲冑揮陌刀、諭忠政曰、天下勝敗、在此一舉、敵放火箭、則築具焚滅、宜設其備、防護勿懈、忠政驚覺、如其言、既而築成功遂、水運不通難波、塹池乾涸、且於鳴野堤、接槍斬七人、凡同隊所得首級三十級。忠政弟忠治、有父風、能竭地方、掌關左公廨、為邑君之長、多開新畝、賜武州赤山七千石、屢奉從大猷公御狩場、忠治有馭芸、曾逐奔猪於御前、其馭馳進退得入英覽、有命曰、彼馭法如爬痒所、快哉奇哉、顧遇超群、恩賚亦渥、忠治有弟五人、忠武有故避世、忠公為伊豆國吏、忠雪列隊番士、季第二人早世、忠治子曰忠克、克勤事如父、好聰古道、承應元年、奉今大君之命、新鑿武野七十余里、始通多摩川之水、而城下比屋之井、皆得其利、行旅歷過之人、各得其便也。寛文四年、兼補伊達信夫両郡監吏、定憲條、省賦役、民蒙其惠。忠克有二弟、治詣為常州縣吏、忠臣列隊番士、忠克子曰忠常、相繫繼伝襲、皆守忠次規式。監常州治水、開田而有功効。忠常追憶曾祖之功劳、欲建碑刻始末、以遺於後世、請詞於余。詩曰、靡不有

初、鮮克有終、如忠次居分憂之任、揚循良之名、而創其基奥其家、可謂有初者也。貽厥孫謀、不隕声問、非克有終乎。忠常追慕、良有以也。乃拋家喋、叙其大繁、系之以銘。銘曰、司農之務、暗合古職、治水通路、正界分洫、爰灌爰溉、以種以植、產業利民、貢賦富國、撫下施政、奉上竭力、聽訟而決、執言以直、万石之祿、五品有陟
伝子及孫 順受其則

寛文癸丑六月十三日孝曾孫伊奈半十郎忠常 立之

「朝散太夫備前權守伊奈氏碑銘」（訳文）

朝散大夫（従五位の漢名）備前權守（忠次のこと）伊奈氏碑銘

弘文学士院林道甫（林鷺峰）撰

夫れ草萊（荒地）を辟（ひら）き、土地に任ずる者は、耕稼（耕作）の便にして民その利を饗（あえ）く。故に李泳（紀元前3世紀の蜀の郡守：世界最古の都江堰を造る）は蜀に聞こえ、史起（鄼の水路を修築する）は魏に顯れ、鄭国（始皇帝の時代の韓の政治家、鄭国渠と呼ばれる長大な用水路を掘る）は秦の富を増し、白公（趙の人）は漢の渠を饒（ゆた）かにす。共に一時の功を竹帛に垂るる（ちくはくにたるる：歴史に名を残す）者也。伊奈忠次は李・史の亜（準ずる）にして鄭・白の流れか。その家譜に謂う。清和源氏満快（みつよし）の裔

(子孫) なり。満快の曾孫、為公 (ためとも) 信州伊奈に住み、邑 (むら) をもって氏となし世々歴々。忠基に至りて参州 (三河) に移り小島城 (愛知県西尾市) に居り廣忠君 (松平広忠、家康の父) に奉仕す。忠基、忠家を生む。是忠次の父なり。忠次ははじめ熊藏と名付け、少しくして大志あり。東照大神君 (家康) を奉拝し、参 (三河)・遠 (遠江)・駿 (駿河) の間に経歴し省歎 (しょうけん：望んで専門に?) 開墾のことを務め、富国撫民 (国を富まし民を労わる) の力を竭 (つく) す。天正 18 年 (1590 年) 豊臣関白、東の相州 (相模) 北条氏を征し (征討軍を起こし)。神君 (家康) 忠次をして参・遠・駿三州の水陸の事 (遠征軍の輸送路の整備) を監せしめ、殊に諭して曰く。富士川の奔流急迅なり。宜しく舟を方べ (並べ?) 繫連して仮梁 (仮の橋) と為し、土馬 (兵馬) をして沈溺の患無からしむべしと。忠次巡視經營力を竭 (つく) し、その功ようやく成る。既にして関白参州吉田駅に至り、その従 (軍勢)、雲のごとし。時に霖雨 (長雨) 大風、関白馬を進ること自若 (落ち着いている) たり。諸将皆その信宿 (連泊) せんことを欲すといえども関白を畏れて言うこと能 (あた) はず。忠次馬前に跪き (ひざまずき) 啓して曰く。風雨激しく士卒労わる (難儀している)。しばらく御轡 (くつわ) をここに停めよと。関白叱して曰く。留 (留めて) 連日を経ればすなわち前途多いに堰かれ (川が

増水し軍勢が止められる) 富士川容易に渉 (わた) るを得べけんや。
風雨を凌ぎて速やかに往くにしかざるなり。汝以て何と謂うやと。(何
故そんなことを言うのか?) 忠次重ねて曰く。如し、小軍なればすな
わち宜しく台慮に任すべし。(小軍なら殿下の思うようにすればよい)
今四十万騎の衆、雨を冒し風を受け、競って大川を渡れば必ず流波の
禍あらん。もし不幸にして十人の溺るるものあればすなわち訛言して
もって(誤って伝えられて) 千百人と為さん。此れ敵をして利を得、
勢を増さしむるなり。いわんや戦期末だ日を刻せざれば、即ちしばら
く大駕(馬車)を憩わせ士卒(兵士)を休ましむるにしかず。殿下の
武威赫々として海内(四海の内、国内)畏伏す。豈(あに)数日の遅
速を以て勝敗にこだわるべけんやと。関白曰く、善いかな汝が言やと。
乃ち(すなわち)吉田に留滞すること三日にして雨晴れ、風静まり大
軍進発すること滯りなく、舟梁もまた成る。大いに富士川を堰き渉(わ
た)るに病まさるなり。衆皆喜んで曰く。忠次の一言、数十万の士を
して三日の息を得しめたるなりと。累月(月を重ねること)にして北
条氏殲せらる。神君始め関左(関東)の八州を管せしが、(奥州仕置
に)登るとき関白北条の倉粟数十万斛(備蓄米数十万石)を以て神君
に附し、(家康は)忠次をして留まりて官吏とこれを計算せしめ、而
して神君と関白と進んで奥州に向かう。忠次日ならずして途中に及ぶ

(途中で追いつく)。神君曰く、余、倉廩多員 (穀倉多数)、粟米億兆なれば、旬 (10日? 1か月?) を歴て畢 (おわ) るべしと想いしに、汝何ぞ速やかなるやと。忠次啓して曰く、臣謂うに、粟たとえ多くともこれを減ずべからず。たとえ寡くとも、またこれを増やすべからずと。故に毎倉官吏をして某 (それがし) と相共に封印せしむ。しかして郷邑 (村里) の田畯 (田んぼの役人) はその納税の数を記す。しからばすなわち彼此の私を容れざること明らかなり。これをもって早くことを弁ぜしなり。もし夫れ毎倉点検し、毎斛 (まいごく) 商量すればすなわち許多の日を費やすも何の益かこれ有らんやと。神君聞きてこれを奇とす。関白もまた官吏の早く至るを怪しみてその故を問う。官吏忠次の言を以て対ふ。関白大いに感じて曰く、我久しく忠次の器量あるを識 (し) る。今般の為すところ最も決断の絶倫なるを知る。未だ知らず我が麾下に此のごときの人ありや否やを。彼もし我に使ふればすなわち万石に昇すべしと。神君欣然 (喜んで) として乃ち参州小島の旧墨および武州小室・鴻巣一万石を賜りて、八州の貢税を掌 (つかさど) らしめ、市川、松戸、房川三閑の吏に補す。曾 (かつ) て常州に在りしとき、不軌の輩蜂起蟻同す。(無法者が反乱暴動する) 忠次急に部下の衆を催し、合囲したことごとく之を誅す。慶長5年(1600年) 神君東の方、上杉景勝を討ち、(上杉征伐) しばらく御馬を房川

(栗橋)に駐む。忠次奮然として進んで曰く、願わくば微臣をして此れを守らしむれば、すなわち数万の冠競い来るといえども利根川を渡ること能はじと。神君その言を可として之を許す。忠次、長男忠政をして御駕に従わしめて之を遣る(派遣する)。既にして天下一統し、累歳の労を賞し、従五位下に叙し、備前守と号し、その掌(つかさど)る所前のごとし。忠次能く民間の訟を聞き、冠盜の奸を糾し稼穡(農業)の業を勧め、田畴(田と畦)の界を正し、溝洫(田畠の間の溝)を浚い、墻壁(土や石の壁)を厚くし、莠草を芟り(雑草を刈り)種苗をまき、海畔(海のほとり)に塩を煮、山麓には炭を熾(おこ)し、桑麻楮漆を植え、金、銀、銅、鉄、硫黄、塩、硝の氣を察し、土産藁草の宜を知り、而して有無(?)交易し、各その利を得しむ。八州を巡検し、水路の源を尋ね、高低を量り、広狭を較べ、田野は漑(そそ)ぎ、五穀を植え、水溢出の地に至りてはすなわち岡陵(丘陵)を壁にし、その流れを通じて海にそそぐ。かつ地理を按じ、田を開墾し、およそその監撫(治める)する所、百余万石。積年の久しき貢税倍蓰(倍増)し、戸口豊賑(富み栄え)し、挙世(世を挙げて)推して以て良吏となす。神君その富国の功を嘉(よみ)し、その新墾十分の一を以て忠次に賜ひ、その殊恩(格別の恩)を彰かにす。所在の郡邑、驛郵(街道の駅)、舟梁、の滯なく、往過の人々皆喜ぶ。平生黔首(けん

しゆ：人民の事）を誨（かい：教え諭すこと）へ、禁制を諭し、鳏寡（かんか：配偶者を失った男女）を憐み、仁恵を施し、郷党皆これに懐（なつ）く。また、兼ねて甲斐の国吏に補せられ、能くそのことを監す。州（甲州）に在りし時、賊魁大蔵氏というものあり、多力にしてその党を聚（あつ：集める）む。忠次早く悟り、自ら往（ゆい）て大蔵を斬り、その党を逐う。神君詰めて曰く、これ小賢なり、下吏を遣りて可なり。吾、汝が手づから刃するを労せんやと。然れどもその勇を嘆美するなり。すなわちその刀に名づけて大蔵と称せしめ、以て家に伝う。又、鈞命（主君の命令）を奉じ関左（関東）及び甲州寺社の旧貫（ならわし）を按検（よく調べて）し、その寄すべき租戸（寺社領）を計りて、而して後官印を請いて以て授く。（＊朱印地を授けること）今に至るまで皆その式を守る。其の江府（江戸）に詣（いた）ればすなわち常に嘗（江戸城？將軍の下）に登り、顧間に預かり（意見を述べること）微音を蒙る（かすかな発言もいただいてくる？）。推挙するところもまた其の人を得。（忠次が推薦する者は人材である）台徳公（徳川秀忠：2代將軍）の治世に及び、忠次事を勤ること初めの如く、眷属殊に深し。（家来が沢山いること）忠次少壯の時、家貧にして儲なし。その仕えて優なるに迄び。（家に仕えるのは苦しいほどだった）昔日の窮乏を忘れず。故に賤民の苦を推し寛惠（寛容で情

け深い) の政を施す。妾 (みだ) りに人を殺さず、然れども違法の者あれば刑を行うこと太 (はなは) だ厳なり。是を以て民、倚頼 (いらい) すといえども畏憚せざるなし。(畏れてはばからないことはない)其の家属もまた民事に熟練する者多し。故に陪従 (付き従う) する者多しと言えども、あるいは上使 (上役) に遣いて、他方に発遣せしめられ、あるいは當中に召されて恩禄 (主君からもらう祿) を辱う (ありがたくいただくこと) するものまたこれあり。慶長 15 年 (1610 年) 六月十三日、忠次病みて城下の家に卒す。時に年五十七。勝林院源長と号す。訃を聞く者皆是を惜しむ。鴻巣勝願寺の側に葬る。忠政武を繩 (つな) ぎ万石を受け、従五位に叙せられ、筑後守と号す。元和元年夏、難波の役 (大坂夏の陣) に奉従し、淀川を成る。土囊を積み長流を断つ。一夕夢む。(ある晩夢を見る) 忠次甲冑を帶び、陌刀を揮 (ふる) い、忠政に諭して曰く、天下の勝敗この一舉にあり、敵火薬 (銃火器) を放てばすなわち築具焚滅 (築いた備えを焼き滅ぼされる) せられん。宜しく其の備を設け、防護懈 (おこた) ることなかるべし。忠政驚き目覚め其の言の如くす。既にして築成り功遂ぐ。水運難波に通ぜず、塁池乾涸す。(堀や池が干上がる) かつ鳴野堤 (しげのつつみ: 大阪市城東区鳴野: 鳴野の戦い) において槍を接して 7 人を斬る。およそ同隊得し所の首すべて 30 級。忠政の弟忠治、父の風あり。能

く地方（農政）をつくし、関左（関東）の公廨（役所）を掌（つかさど）り、邑吏の長（村役人の長）となり。多く新畠を開き、武州赤山七千石を賜る。しばしば大猷公（3代徳川家光）の御狩場に奉従す。忠治馭芸（ぎよげい：馬術）あり。かつて奔猪（勢い走る猪）御前に遂い、その駆馳進退（馬を操って進退するさま）英覧に入るを得る。命あって曰く、彼の馭法は痒処を爬（は：か）くが如く、怪なるかな奇なるかなと。顧遇（特別な扱い）群を超え、恩賚（みたまのふゆ：神の加護）もまた渥（あつ）し。忠治、弟5人あり。忠武故あって世を僻く（源長寺2代目住職日譽源底）。忠公伊豆の国吏となり、忠雪隊番士に列せらるる。季第二人早世す。忠治の子を忠克という。事を勤ること父の如く、好んで古道を聴く。承応元年（1652年）今大君（4代徳川家綱）の命を奉じ、新たに武藏七十余里を鑿（ひら）き、始めて多摩川の水を通じ（玉川上水）、而して城下比屋の井、皆その利を得、行旅歴過（旅に行き交う）の人、各その便を得たり。寛文四年（1664年）伊達・信夫両郡の監吏に兼補せられ、憲条（法律）を定め、賦役（労役）を省き、民その恵を蒙る。忠克二弟あり、治詣常州（茨城県）の県吏となり、忠臣隊番士に列せられる。忠克の子を忠常といふ。相繼いで伝襲し、皆忠次の規式（決まった作法）を守る。常州の治水を監し、田を開きて功効（功績）あり。忠常曾祖（ひいお

じいさん) の功労を追慕し、碑を建てて始末を刻し、以て後世に残さんと欲す。詞を余(林鷺峰)に請う。詩に曰く、初めあらざるはなし、克く終あることを鮮(すくな)しと。(物事をするのに、初めはだれでも計画を立てて一生懸命にやるが、それを最後までやりとげる者は少ない) 忠次の如きは分憂(国司)の任に居て、循良(素直で性格が良いこと)の名を揚げ、而して其の基を創め、其の家を奥いにす。(長く未来に続かせる) 初ある者というべきなり。厥の孫に謀を胎し、(父祖が子孫に遺すばかりごと)、声問(消息)を隠さず、克く終りあるに非ずや。(良い終りがあるに違いない) 忠常の追慕、良(まこと)に以(ゆえ)有る也。すなわち家喋に拠り、(伊奈家の証言に拠り)其の大緊(大禁? : 厳しい掟; 家訓)を叙し、これを系(つぎ)くるに銘を以てす。銘に曰く、

司農の務、暗に古職に合す。治水通路、界を正し洫を分け、爰(ここ)に灌ぎ爰に溉す。以て種まき以て植え、産業民を利し、貢賦國を富まし、下を撫し政を施す。上に奉じ力をつくし、訟を聴きて決す。執言直を以てし、万石の祿、五品陟あり。子に伝え孫に及ぼし、順にしてその則を受く。

寛文癸丑(寛文癸丑: 寛文13年 1673年) 六月十三日

孝曾孫伊奈半十郎忠常 立之

【注解】

林鷺峰（はやしがほう）

(1618～1680) 江戸前期の儒者。林羅山の子。羅山の後を継ぎ幕政に参与。昌平坂学問所の基礎を築く。日本三景の由来を記す。

鄭白(ていはく)の衣食に飽く

韓の鄭国と趙の白公の灌漑工事により、人々の生活が豊かになったという故事から生活に不自由がないたとえ

源 満快（みなもとのみつよし、生没年不詳）

平安時代中期の武将。源経基の五男。都における中級官人として活動し、右衛門尉、檢非違使、相模介、下野守などを歴任し極位は従五位下であったとされる（『尊卑分脈』）。その詳しい動向は不明であるが、下野守在任中もしくはそれに近い時期に卒去していることを伝える記録が残る。三人の息子たちも中級官人として東国の受領などを務めたとされ、その子孫は武家として主に信濃国に土着した。

源為公（みなもとのためとも）

満快の曾孫。平安時代後期の武将。信濃守として任国に下向した際、同国伊那郡に上ノ平城を築城し、後に為公の後裔が南信濃に勢力を張る地盤を築いたと云われる。

伊奈半十郎忠常（いなはんじゅうろうただつね）

(1649～1680) 第5代関東郡代。

司農の務～その則を受く

農政を司る者の務めは暗に（それとなく）古職（古代中国の官職）に当てはまる。治水や道を通し、境界を正し溝を掘り、ここに灌（そそ）ぎ、ここに漑（うるお）す。是を以て種をまいて植え、産業民を利し、貢税は国を富まし、下を劳わり行政を施行する。上に奉じて力を尽くし、訴えを聞いて決し、意見があれば直をもってする。一万石の禄（知行地）、五位（従五位下）に登用される。子に伝え孫に及ぼし、順々に其の決まりを受ける。

備考

神根村史その他碑文を登載したるものはあるが、訓点を施し、読解の便を図ったものは皆無である。故に多々不備はあるが私に朱を加え試みてみた。適正なら

ざる訓点を訂正し、注解を施すことを後日に帰する次第。有識の叱正を懇願し擲筆する。

昭和 28 年 2 月 1 日

川口市立北中学校教諭 田中康介

追記

この碑文の訳は昭和 28 年に川口市立北中学校教諭の田中康介先生が著わした「伊奈氏功績録」の中に掲載されていた碑文の書き下し文を写させていただき、語句、人物などに解説を加えさせていただいたものです。作業していくて訳に腐心されたことが伝わってきました。先人の努力がこのように残っていなければ、到底翻訳に及ばないところでした。この場をお借りして田中先生には感謝申し上げます。

水戸市備前堀の由来



備前堀の伊奈忠次像



備前堀の由来の碑

水戸藩が徳川頼房を初代としてはじめられた慶長 14 年（1609）の頃、城東・城南の低地帯は少しの雨にも千波湖の氾濫に悩まされるばかりか、わずかの日照りにも旱害に見舞われること再々であった。

この時、水戸藩の藩政をつかさどる幕府の関東郡代伊奈備前守忠次は藩の重役とはかり、治水と水田地帯の利水を兼ねて、慶長 15 年

(1610) 非常な困難を克服して「備前堀」を開き、千波湖の水を引いた。

堀は別に「伊奈堀」とも呼ばれ、下町の商工業を招來したばかりか、当時の浜田村以東二十一ヶ村の水田をうるおし、その恩恵は現代に及んでいる。

南沖 関 敬義書

取手市毛有薬師堂の伊奈忠治頌徳碑



取手市毛有薬師堂の伊奈忠治頌徳碑



取手市小貝川にある岡堰

「頌徳」（原文）

伊奈半十郎忠治先生は、三河国小島城主伊奈忠家の子忠次の次男。文禄元年江戸馬喰町郡代屋敷に生まれる。元和4年（1618年）兄忠政の後を受け関東郡代になり、又勘定奉行を兼ね関東八州及び駿遠参三ヶ国（静岡県と愛知県東部）の貢税を司る。父備前守は治水の功績多く、武州平野十万石開発最も顕（あらわれ）る。又、敬神の念厚く大

宮氷川神社を造営す。忠治先生先考（亡父）の志を嗣ぎ、新川江戸川
権現堂川を掘削して利根川の氾濫を防ぐ。昔時谷和原・相馬の地は渺
茫たる沼沢たりしが、先生鬼怒川を板戸井（茨城県守谷市）の地点に、
小貝川を小文間（取手市）の地点に於いて利根本流に連絡す。沼沢一
変して肥沃無双の耕地となり谷和原3万石七十三ヶ村、相馬2万石三
十二ヶ村の形成を見る。是より先開拓の陣屋を豊體（ぶたい：つくば
みらい市）に置き岡の地を相して太郎入堰を設け同地長塚大膳に工事
擔當（担当）を命ず。寛永七年（1630年）岡堰完工す。荒蕪不毛の
草原に地積（面積）を勘案して水量を誘導し萬頃（ばんけい：水面が
拡がっているさま）の美田と為す。その炯眼真に神業といふべく、今
や遺業千秋に輝き、万民恩澤（おんたく）に浴せざるなし。近年豊穰
相次ぎ衆庶鼓腹擊攘（庶民が太平の世を楽しむこと）炊煙愈々（いよ
いよ）豊なるにあたり、遺徳を追慕し、ここに先生の眼疾を快癒した
る毛有薬師如来の尊像に跪拝し、郷友相謀りて頌徳の碑をこの地に建
て後昆（後の人々）に伝う。乎先生（忠治）承応2年西紀1653年
逝去行年62才。長光院殿東耆嘗運源周大居士と謚す。武州鴻巣勝願
寺に葬らるる。

昭和33年12月12日 藤代町長 海老原 旭 題額

岡堰土地改良区理事長 取手町長 中村金左衛門撰文並書

羽生市本川俣葛西親水公園の葛西用水元堀跡乃碑



羽生市本川俣の葛西用水元堀跡



葛西用水元堀跡乃碑

葛西用水元堀は万治元年（西暦 1660 年）徳川幕府の天領開発策により関東郡代伊奈半左衛門忠克によって、利根川右岸、現在の羽生市大字本川俣のこの地に取水口の設置と用水路が開削され、以来永年に亘り幾多の変遷を経て農業用水を取水してきましたが水資源開発公団による利根大堰および埼玉用水の完成に伴って昭和四十四年（西暦 1969 年）にこの元堀を廃止するに至り、以後埼玉用水から取水することになりました。

ここに葛西用水路土地改良区は本碑を建立して旧元堀の史跡を永く後世に伝えるものである。

平成六年三月

撰文 理事長 三ツ林弥太郎

葛西用水路土地改良区

【解説】

葛西用水は見沼代用水、明治用水とともに日本三大用水と称され、万治元年（1660年）関東郡代伊奈忠克によって開削され、昭和44年（1969年）埼玉用水の完成に至るまで309年間通水し、埼玉県東部穀倉地帯を潤してきました。通水量毎秒16トン。灌漑面積6500ha。十ヶ領13万石余りにおよぶ関東一大用水です。

静岡県駿東郡小山町須走の伊奈神社の伊奈忠順事績碑



伊奈忠順像



御厨の父伊奈半左衛門忠順公の事績碑

宝永4年（1707年）11月23日。富士山の大噴火によって御厨地方は甚大な被害を受けた。小田原藩は米一万俵を放出し救助に努めたが、復旧困難として幕府に御厨地方を返却した。一方、家も田畠も失った被災民は他に離散する者が続出し、飢え死にする者も数多く出た。幕府もその被害があまりに大きいため一時は“亡所”にすることを考えたが、ようやく再三の嘆願を入れ、時の関東郡代伊奈半左衛門忠順に命じて災害対策にあたらせた。伊奈氏は代々関東郡代として治水拓殖び勝れ、半左衛門忠順はその五代目である。

着任した半左衛門は寝食を忘れて焼砂排除の指導にあたったが、工事は困難を極め作業は難航した。さらに、食料の欠乏になやむ被災民の困窮を見かねた半左衛門は、厳しい幕府の掟を破って駿府の幕府御蔵米を開き餓死寸前の難民に施した。

このため半左衛門はお役御免の身とになった。しかし、職を賭して荒地の回復と難民の救済に尽くした半左衛門への敬慕の真情は、その後“御厨の父”として神に祀り、毎年祭礼を行って今日に至っている。

正徳二年（1712）二月二九日没して既に二百七十年、ここに郷党相謀り大恩人の銅像を建立して、御靈を慰め感謝の誠を捧げるとともにその遺徳を永く後世に伝えるものである。

昭和五十七年（1982）三月建立 銅像建立実行委員会



富士宝永噴火口（忠ちゃん牧場より）

静岡県駿東郡小山町吉久保の水神社の伊奈忠順頌徳碑



駿東郡小山町吉久保の水神社



徳富蘇峰撰の遺徳千秋碑

遺徳千秋（原文）

古之為民之牧者、開物成務、唯規公利、不計私利、衆庶愛慕、恰如
考妣、是所謂現宰官之身而度者耶、如吾伊奈忠順則實其人也、宝永四
年乙亥十一月二十三日、富士山噴火、砂飛石舞、天地晦冥、不弁咫、
其間十有六日、堆砂至一丈余、岳麓一帶地、五十九村、即今之小山、
足柄、北郷、高根、須走、御厨、玉穂、印野、原里等、皆罹其災、山
林田園悉埋没于堆砂之中、寒無以衣、飢無以食、窮氓相擁而泣、領主
大久保加賀守、大久保長門守、稻葉紀伊守三候、以為不堪治之、還納
幕府、幕府因命駿府代官伊奈忠順兼摠焉、又令中山出雲守、河野勘右
衛門來檢、二人巡視慘狀、絕望浩歎、諭百姓曰、汝等須離散救縁而去、
忠順獨憐之、不忍座視、自誓曰、予救此民矣、因請幕府、命國中領主、
以賦課之事、拮据經營、利用水便、搬砂除石、漸得復旧時、於是乎五

十九村、寒足以衣飢足以食、此間事情、旧記儀存、歴々可證、忠順之為功大矣、而会坐私開府庫、賑恤窮氓、遂面其役、忠順之帰江戸也、途踰箱根山、遙顧御厨曰、噫予獲譴、而岳麓五十九村生靈、得安於其父祖墳塋之地乎、聞者無不感泣、此度慶応三年、有志是謀、嘗小詞於吉久保、奉祀忠順之靈、歳時行祭、至今弗懈云、癸丑夏、予寓青龍禪寺、來間遍討旧躅、父老説忠順之事、太詳、曰、吾儕父祖、幸免相与為溝瀆之腊者、實非使君之恩賚哉、聞者、亦欲勒貞珉以其功、属予文、予不辭記其大略。此感忠順之棄已救民、亦喜此鄉人不忘其恩也

大正三年三月 德富猪一郎撰

遺徳千秋（訳文）

いにしえの民の為の治者は、人知を開発し事業を成し遂げ、ただ公利に規り、私利を計らず。庶民大衆の愛慕するところ、あたかも亡き父母のごとし。是いわゆる官吏もしくは僧侶の身に現れる。吾が伊奈忠順実に其の人也。宝永四年11月23日、富士山噴火。砂飛び石舞い、天地は晦冥し咫尺を弁ぜず。その間十有六日。堆砂は一丈余（3m余）に及び、富士山麓一帯、59カ村、すなわち今的小山、足柄、北郷、高根、須走、御厨、玉穂、印野、原里等皆その災いに罹る。山林田園はことごとく埋没し、堆砂の中、寒きに衣無し、飢えに食なく、

窮民は抱き合って泣いた。領主大久保加賀守（忠増）、大久保長門守、稻葉紀伊守三候これを治るに堪えぬため、（被災した領地を）幕府に還納する。幕府の命により伊奈忠順は駿府代官を兼務する。また、中山出雲守、河野勘右衛門来検し、2人巡視して惨状に絶望しぐれに嘆く。百姓に諭して曰く、汝等すべからく縁を求めて離散して此処を去るべし。忠順独りこれを憐み、座視するを忍ばず。自ら誓って曰く、予この民を救わん。幕府は請によって国中の領主に賦課（義捐金、復興税）の事を命ず。経営に励み、水便を利用し、砂を運び石を除け、ようやく旧時に復するを得る。是に於いて59力村は寒さに衣足り飢えに食足りる。この間の事情は旧記に厳存し、証は歴々たるべし。忠順の為功大なり、而して（会座に？）私に（独断で）府庫（駿府の米蔵）を開き、窮民にふるまい、遂にその役を免ぜられる。忠順これ江戸に帰るなり、途中箱根の山にて遙かに御厨を顧みて曰く、ああ、予は咎めを獲たり、而して岳麓59村の生靈（民）其の父祖の墳墓の地に於いて安んじるを得たり。（これを）聞き感泣せざる者なし。此度慶応3年（1867年）、有志是を謀り、吉久保に於いて小詞を嘗む。忠順の靈を奉祀し、歳時に行祭し今に至るまで怠ることなし。癸丑（大正2年1913年）夏、予（徳富猪一郎）青龍禪寺（御殿場市増田）に仮住まいし、旧き事跡を遍く調べていたところ、（地元の）父老が

忠順の事を大いに、また詳しく説く。曰く、我等が父祖、幸いにも相共に干からびてつまらない死に方を免れたのは、實に使君（忠順）の恩恵以外にはないと。（これを）聞く者、また其の功を石碑に彫ることを欲す。予文をつづる、予其の大略を記すことを辞めず。忠順の棄民を救ったことに感じ、また、郷人（この地方の人々）が其の恩を忘れないことを喜ぶなり。

大正3年（1914年）3月

徳富猪一郎（蘇峰）撰　　題額（タイトルの筆記）　　徳川家達

徳富蘇峰　国民新聞を主宰。明治・大正期における言論界の巨人。

当時は貴族院議員。弟は小説家の徳富蘆花。

徳川家達　徳川家第16代当主。当時は貴族院議長

あきる野市五日市子生神社の野良坊菜の碑



のらぼう菜



子生神社の野良坊菜の碑

野良坊菜の碑

明和四年（1767年）幕府代官伊奈備前守が地元名主代表小中野四郎衛門、網代五兵衛に命じて、引田、横沢、館谷、高尾、留原、小和田、五日市、深沢、養沢、原の十二ヶ村にのらぼう菜（閨婆菜）も種子を配布し、栽培法を授けて、これが繁殖を計らしめた。即ち秋に植付けて越冬し春の食料不足となる端境期に新芽を賞味せしめた。

この菜が天明天保の大凶作に多くの住民が飢餓にさらされた際、人命の救助に役立ったと伝えられている。慈（ここ）にその事績を永く後世に伝える為、建碑するものである。

昭和五十二年 春日 秋川の自然と文化を護る会

*伊奈備前守忠宥（いなびぜんのかみただおき）

(1729~1772) 第10代関東郡代。明和元年（1764）江戸時代最大の一揆、中山道伝馬騒動を鎮静する。翌年勘定奉行を兼務。通称半左衛門

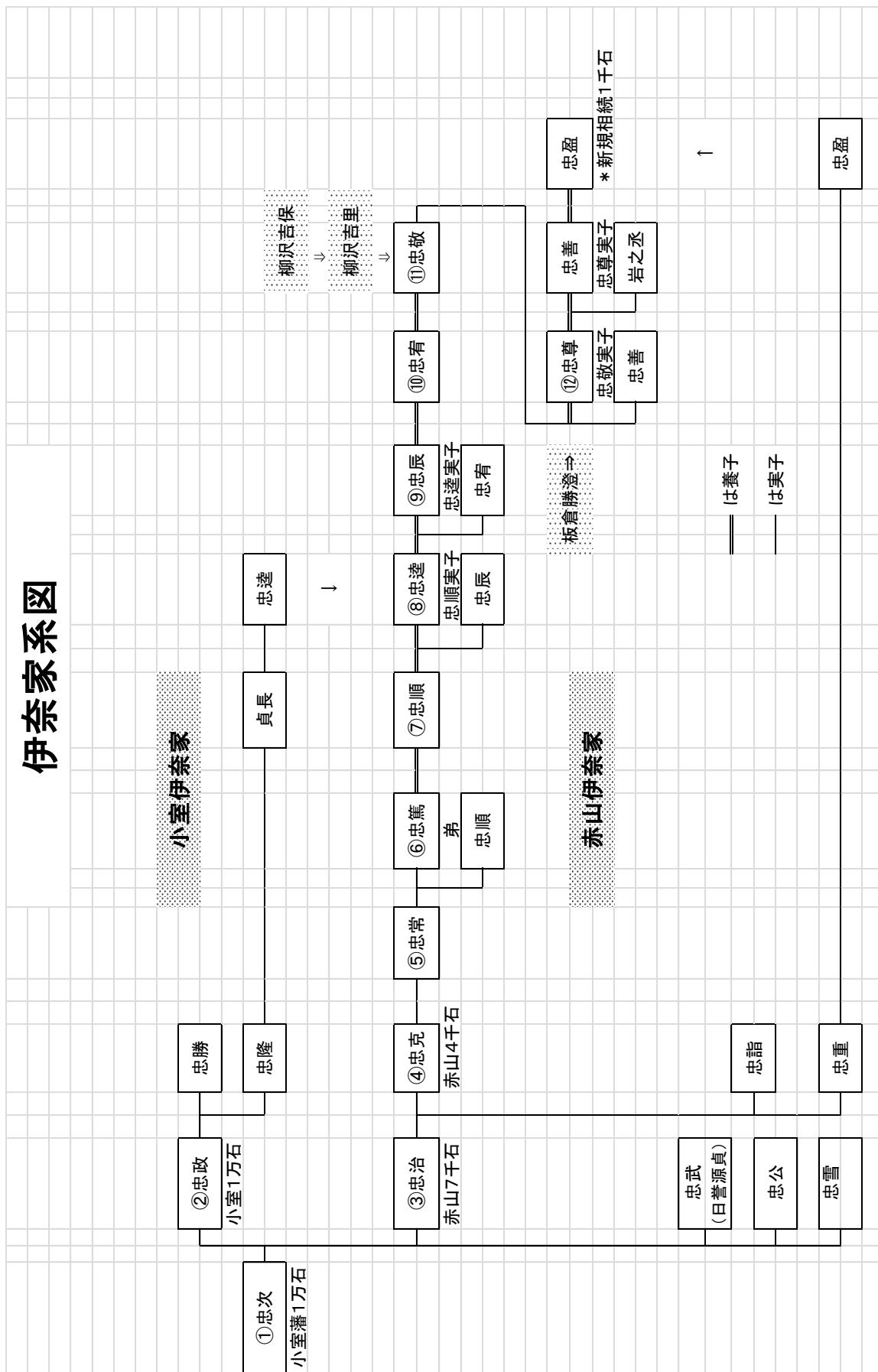
「関東郡代伊奈氏の200年」年表

西暦	年号	当主	事績	世相
1590	天正18	伊奈忠次(備前守)	徳川家康関東入府。関東代官頭に任せられる	豊臣秀吉の小田原征伐
1591	天正19		小室・鴻巣に1万石を賜り、小室(伊奈町)に陣屋を設ける	
1592	文禄元年		忠治生誕	文禄の役
1594	文禄3		会の川の締切、千住大橋の架橋、中条堤の築堤	
1597	慶長2年			慶長の役
1600	慶長5年		この頃元荒川と綾瀬川を分離	閑ヶ原の戦い
1602	慶長7年		7月常陸国旧佐竹領に入り仕置きをする	佐竹義宣秋田に移封される
1603	慶長8年		下野国の検地	江戸幕府開府、江戸の総普請始まる
1604	慶長9年		備前堀(本庄市・深谷市等)の開削	
1606	慶長11年		忠治、勘定方に出土。植田谷演805石を賜る	
1607	慶長12年		忠次過労により昏倒する。数日のち蘇生	
1608	慶長13年		尾張総換地を行う。長男忠政大番頭に任せられる	
1609	慶長14年		木曽川左岸に御園堤を築造	
1610	慶長15年	忠次没(61歳)	備前堀(水戸市)の開削	
1614-15	慶長19-20	伊奈忠政(第後守)	大阪冬の陣、夏の陣に功あり首級30を擧げる。	大坂の陣・豊臣氏の滅亡
1616	元和2年			徳川家康没(75歳)
				日光東照宮竣工
				秀忠初の日光社参
1618	元和4年	忠政没(34歳)	家督は嫡子忠勝が繼ぎ、代官職は弟の忠治が継ぐ	
		伊奈忠治(半十郎)	赤山領を拝領し源長寺を菩提寺とする	
			忠勝早逝(9歳)のため小室藩は改易	
1621	元和7年		新川通りの開削。利根川と渡良瀬川が合流	新川通りの開削。利根川と渡良瀬川が合流
			第一回赤堀川の開削、鬼怒川・小貝川分離工事始める	第一回赤堀川の開削、鬼怒川・小貝川分離工事始める
1625	寛永2年		第2回赤堀川の開削、山田沼堰を普請	第2回赤堀川の開削、山田沼堰を普請

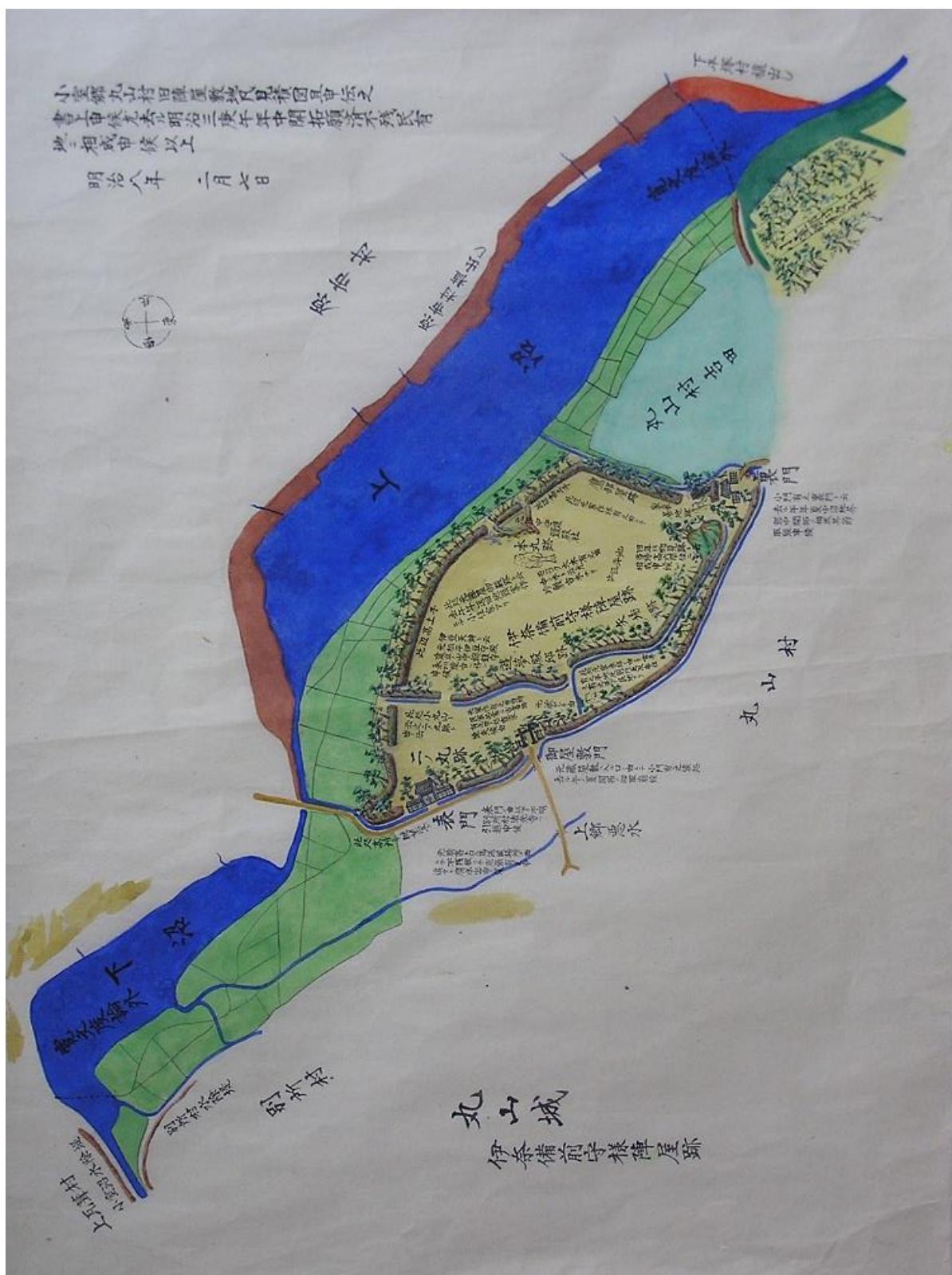
西暦	年号	当主	事績	世相
1628	寛永5年		中山道を付替え、氷川神社参道の西側に大官宿をつくる	
1629	寛永6年		元荒川の締切、入間川への付替え、鬼怒川の付替え	
1630	寛永7年		小貝川の付替え、岡堰(相馬領・取手市)を普請	参勤交代制度施行
1635	寛永12年		江戸川開削着工	
1637	寛永14年			島原の乱
1638	寛永15年		忠治勘定奉行になる	
1641	寛永18年		権現堂川の掘削、逆川の開削、江戸川の開削竣工	
1642	寛永19年		忠治関東郡代となる	
1647	正保4年		領内に創民なきをもつて褒賞を受ける	
1653	承応2年	忠治没(62歳)	忠克關東郡代を世襲	
		伊奈忠克(半左衛門)	玉川上水着工・竣工(水道奉行として忠治・忠克)	
1654	承応3年		常陸川浚渫、赤堀川通水、利根川が銚子沖に流れる	
1655	明暦3年		焼失の為役宅を常盤橋御門内から馬食町に移転	明暦の大火
1659	万治2年			両国橋架橋
1660	万治3年		幸用水の開削、ひわ溜井用水の開削	
			葛西用水の開削	
1664	寛文4年		上杉領上知の伊達・信夫郡の代官を兼務	
1665	寛文5年	忠克没(49歳)		
1666	寛文6年	伊奈忠常(半十郎)	忠常關東郡代を世襲、両国橋の修築	
1667	寛文7年		小貝川下流(龍ヶ崎市)に豊田堰を設ける	
1672	寛文12年		多摩川通り六号橋の修築	
			千住大橋の掛け替え	
1680	延宝8年	忠常没(32歳)		綱吉5代将軍に就任

西暦	年号	当主	事績	世相
		伊奈忠篤(半十郎)	忠篤世襲	
1685	貞享2年			生類斎みの令
1692	元禄5年		飛驒郡代を兼務	
1697	元禄10年	忠篤(29歳)		
		伊奈忠順(半左衛門)		
1698	元禄11年		永代橋架橋	勅額火事
1700	元禄13年		深川埋め立て工事	
1702	元禄15年			赤穂土吉良邸計ち入り
1704	宝永元年		本所堤防修築	関東大洪水
1707	宝永4年			宝永地震、富士山大噴火
			宝永噴火の被災地の復旧にあたる	
1712	正徳2年	忠順(40歳くらい)		
		伊奈忠達(半左衛門)	忠達世襲	
1716	享保元年		鷹場制が復活し、鷹場管理を管掌	吉宗8代将軍に就任。享保の改革
1721	享保6年			定免法制定
1727	享保12年		見沼代用水の工事奉行井沢弾惣兵衛為永を後援	
1728	享保13年		天一坊事件を処理	
1733	享保18年		勘定吟味役上首に就任	
1742	寛保2年		大水害の救済復旧の総奉行にあたる	寛保大水害
1743	寛保3年		宝永噴火の被災地の支配を終える	
1750	寛延3年	伊奈忠辰(半左衛門)	忠達隠居。忠辰世襲	
			奥祐筆組頭次席を与えられる	
1754	宝曆4年	伊奈忠宥(備前守)	忠辰隠居、忠宥世襲。幕府より3万面拝借する	
1756	宝曆6年	忠達(66歳)		
1760	宝曆10年			家治10代将軍に

伊奈家系図



伊奈町丸山伊奈陣屋絵図



この絵図の画像は伊奈町観光協会からお借りしました

2013.12.13

AGC新井宿駅と地域まちづくり協議会

関東郡代伊奈氏の200年研究班

新井宿駅と地域まちづくり協議会

〒333-0833 川口市西新井宿 362 リカベル

[mailto:info@araijyuku.jp] FAX 048-281-9939

会長 鈴木常久